

No.1 ○豊明市議会定例会6月定例会議会会議録(第6号)

平成24年6月28日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 郁 子	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	藤 江 真理子	議員	6番	早 川 直 彦	議員
7番	近 藤 千 鶴	議員	8番	一 色 美智子	議員
9番	三 浦 桂 司	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	近 藤 惠 子	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	前 山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	教 育 長	後 藤 学 君
参事兼	神 谷 巳代志 君	行政経営部長	伏 屋 一 幸 君
市民生活部長兼			
健康福祉部長			
経済建設部長	横 山 孝 三 君	消 防 長	成 田 泰 彦 君
教育部長	津 田 潔 君	秘書政策課長	鈴 木 美智雄 君
財政課長	吉 井 徹 也 君	総務防災課長	相 羽 喜 次 君
高齢者福祉課長	原 田 一 也 君	医療健康課長	加 藤 賢 司 君
都市計画課長	野 村 芳 明 君	環 境 課 長	土 屋 正 典 君

会計管理者 深谷 義己 君 代表監査委員 古橋 洋一 君  
兼出納室長  
監査委員事務局長 前田 鑛 君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 45 号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

議案第 47 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 48 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 49 号 東部知多衛生組合規約の変更について

議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 51 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の  
会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を  
進めます。

日程1、諸報告に入ります。

議会運営委員会に付託しておりました陳情第2号から陳情第4号までの3件について、  
お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その  
審査結果について委員長より報告を願います。

毛受明宏議会運営委員長、登壇にて報告を願います。

### No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、議会運営委員会に付託されました陳情3件の審査内

容と結果についてご報告させていただきます。

去る6月22日午前10時より議会運営委員会を開催し、関係職員出席のもと、当委員会に付託されました陳情第2号 市議会傍聴者および希望者への定例議会の議員による一般質問通告書の写しの配布を求める陳情についてを議題といたしました。

陳情者から補足説明の希望はなく、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、他市町の通告書などの配布例は、近隣では瀬戸市、日進市、長久手市が配布していると聞いておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

今定例月議会からホームページでダウンロードをできるようになり、希望者には有料ではありますが配布を行っているので、趣旨採択といたします。

パソコンの使えない方もいますし、情報共有という点から採択といたしますなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第2号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 透明性を持った議会運営委員会の確立を求める陳情についてを議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、傍聴者に関して審議以外の議会運営委員会については、申し合わせにより傍聴を差し控えるとなっています。

申し合わせ事項については、議員間で協議したものを事務局が文書にまとめたもので、議員間で疑義が生じた場合、議員間で協議をしていただければと思いますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

本会議の円滑な進行のための議会運営委員会であり、日程調整などのための委員会については、今までどおりで支障がないと思う。議会基本条例もできまして、今後さらなる透明性を持った議会運営がされていくと思うので、不採択といたします。

情報公開請求があれば内容を知ることができる。近隣11市のうち、多くが傍聴を認めている現状から、採択といたしますなどの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第3号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号 市議会傍聴席での電子機器の使用を求める陳情についてを議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を

開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、傍聴規則にあるとおり、申し出があれば議長の許可となりますが、機器が多岐にわたるため追いつかない現状です。

近隣の現状は、13の市の現状として、許可していないのは13市中のうち7市、残りも許可して議事に妨げになる場合は取り消すそうで、キーボードを打つ音などの問題など、今後検討課題であるとのことですのでなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

民間と議会は違うと思います。これを進めていくのは危険性も含んでいる。電子機器の持ち込みに対して、喫緊に取り組んでいかなければならないと思うが、現状では議員においても本会議場に持ち込めない現状で、時期尚早で不採択といたします。

現時点では、議場での録音、録画は禁止となっておりますが、録音、撮影はできないもので、キーボード音などが出なければよいと思われる。録画、録音は音の出ないものは認めるべきと考え、趣旨採択といたしますなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第4号は採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました陳情3件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情について採決に入ります。

初めに、陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号に係る委員長報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.5 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号に係る委員長報告は不採択であります。よって、陳情第3号についてお諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

**No.6 ○議長(安井 明議員)**

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.7 ○議長(安井 明議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決しました。

続いて、陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第4号についてお諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

**No.8 ○議長(安井 明議員)**

賛成者なしであります。よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告願います。

初めに平野龍司総務委員長、登壇にて報告を願います。

**No.9 ○総務委員長(平野龍司議員)**

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件について、審査内容と結果についてご報告いたします。

去る6月19日午前10時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行いました。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

議案第45号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてと議案第47号 豊明市税条例の一部改正については、理事者の説明の後、質疑に入りましたが、ともに質疑・討論はなく、採決の結果、両案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、関連のある議案第50号 平成24年度豊明市一般会計補正

予算(第1号)については、当局の答弁が不十分であり審査できず、後日、再審査することに決しました。

昨日、6月27日午前10時30分より、議案46号と議案50号の再審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

議案第46号については、19日の審査内容もあわせて報告いたします。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な答弁として、副市長の選考委員に市民の参加は、熱意と行動力を持ってまちづくりに参加していただける方を選びたい。

市民4人の構成については、まだ決めていないが、他市では企業の代表や商工会などの代表者が多いようだ。

委員会は4回予定しており、事前の説明会を行う。

副市長選任の工程は、既に6月11日から公募を開始し、7月13日が締め切りであり、7月14日から20日前後までで書類選考と小論文を審査し、10名程度を1次通過とし、2次選考は8月7日あたりに面接を含め市民に公開を予定しているなどの答弁がありました。市民の選考委員4人について、選考基準及び構成が明確でないため審査はできないとのことで、一たん審査を打ち切りました。

27日、昨日に委員会を再開いたしました。

当局より、委員選任に対する選考基準及び構成の資料が提出され、これに対する質疑を行いました。

主な質疑・答弁は、有識者4名については組織を通してお願いし、座長は互選とし、7名の委員それぞれ100点の持ち点で採点し、上位数名を選出し、2次選考の面接を行い、最終的に市長が決める。

市長が委員に加わることは、他市の例でもすべて入っている。他の委員に対する圧力や影響は最小限にしていきたい。

2次面接の日程は、8月6日に変更するなどの答弁がありました。

また、スポーツ推進計画策定委員会委員については10名以内とし、一般公募で選出し、5回開催するとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

賛成討論として、副市長の選考委員については、重要な責任を担っているため、知識と経験豊かな方を選出してほしい。

既に公募が始まっているので、市民が理解し納得できるものになるようお願いしたい。

スポーツ推進策定委員については、全市民が気軽にスポーツに取り組める環境を市民の手でつくり上げていただきたい。

また、反対討論として、選考委員を設けるきっかけは、部長2名欠員で副市長が辞職したことで、民間から公募では行政を維持運営していくことは困難である。2部長を欠員にしなければ、このような無駄な出費にはならなかった等の討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第 46 号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

副市長選考委員の報酬 11 万 6,000 円は、2部長欠員のため選考委員を設けることになったため、反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第 50 号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.10 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.11 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告申し上げます。

去る6月20日午前10時より、福祉文教委員と市長並びに関係職員の出席のもと委員会を開催いたしました。

議案 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)のうち、本委員会所管部分について議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、今までの防球ネットは3メートルでありましたが、8メートルの高さまで上げます。安全対策として実施するものであります。

各学校で年間を通して人権教育を進めており、栄中学校でも実践的な態度を身につけていくために、ふだんの学習や総合的な学習の時間で、道徳などで進めていきます。

理科支援員は、愛知教育大学の学生4人を予定しています。

出土品は 13 世紀ころの中世鎌倉時代の山茶わんであり、歴史的に価値のあるものです。

スポーツ推進計画策定委員は、生涯スポーツの専門家として豊明に精通した方、過去に体育指導員として研修した方に、生涯学習課からお願いしていきますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、思いやりの人権教育は大切である。いい生徒をはぐくんでいただきたい。防球ネットは安全を確保して楽しいスポーツができるようお願いして賛成とする。

教育振興事業については積極的に活用して、子どもたちに有意義なものになるように努力していただきたい。スポーツ振興事業について、高齢化社会の進展の中、医療費の抑制、介護予防のためにスポーツ推進計画を策定していただきたいと要望をして賛成とする。

委託料でアンケート調査を行うが、委員会の基礎資料になるものであり、市民ニーズを的確に把握し、反映できるよう願います。スポーツ推進計画は健康や健全育成のほかにも、中高年の医療費抑制など多岐にわたるものであり、活発な議論により市民が主体としてつくり上げていく仕掛けやPRなど、後方支援を期待して賛成とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案 50 号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.12 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.13 ○建設消防委員長(杉浦光男議員)

建設消防委員会の審査結果についてご報告いたします。

建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成 24 年 6 月 21 日午前 10 時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 48 号 豊明市火災予防条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 48 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 49 号 東部知多衛生組合規約の変更についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 49 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。



続いて、議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第 1 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、農地区分基礎情報図作成業務委託の委託先は指名競争入札で業者を決める予定です。

農地転用の年間の相談件数は、4 条関係で 15 件、5 条関係で 62 件、窓口相談は約 100 件、電話での相談が約 180 件でした等です。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく採決の結果、議案第 50 号のうち本委員会所管部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 51 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

今回、繰り上げたものを除いて 5% 以上のものは 6 件、約 2 億 4,000 万円残っています。特例措置が 24 年度で終わりますので、23 年度の決算状況などを見て、返すことができると考えていますと答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 51 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

#### No.14 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.15 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、議案第 45 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 45 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.16 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 46 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。  
初めに、前山美恵子議員。

#### No.17 ○20番(前山美恵子議員)

議案 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

今回の議案は、副市長候補者選考委員の報酬、費用弁償に関するものための条例改正も提案されました。

そもそも、この委員会を設置しなければならない動機が、2つの部長を欠員にさせたことをきっかけとして、副市長を辞職させてしまったことによるもので、この点が重大であり、市長の責任は大きいということ、まず指摘しておきます。

全国に華々しく副市長候補者を募集として、民間から公募をしておりますが、副市長とは自治法に、市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市長の職務を代理すると示されています。

要は、職務に熟知されている人物が、この豊明市に今必要であり、民間からの公募では、豊明市政内部に熟知した人物を充てることは無理ではないかと考えます。

選考委員会については、市長が加わるということも、委員会の中に無言の圧力が加わり、公平な審査ができないことも考えられ、問題であります。

また、今回の委員の報酬が補正予算でも上げられておりますが、今述べましたとおり、2部長を欠員にしなければ、こんなことはしなくても済んだはずであります。

このしりぬぐいのために委員の報酬の出費、そして、これに振り回される職員体制など、これほど無駄なことはないのではないのでしょうか。

市長は、「しがらみ、なれ合い、無駄を絶つ」と常々言われておりますが、この事業こそ、その方針に従って正していただきたいと思えます。

なお、スポーツ推進計画策定委員については賛成であります。

さて、昨日の委員会の審査中に、市長は委員である私の発言に対して、「あなたの偏った考え方」というように発言をされました。公式の場でこのような発言は、問題だと考えるものであります。

市長は常々、「二元代表制を尊重する」と発言をされておりますが、この意味をどう考えておられるのでしょうか。

二元代表制とは、市長と議会の関係で、まず、市民が市長を選び、市長に絶大な権限を

与えました。それと同時に、市民はそれに対して 20 人の議員も選挙で選びました。

それは市長に信任を与えるけれども、市長の暴走や市民によくないことをしようとしたら、厳しくチェックをするように 20 人を選んでおります。

そのため、20 人には 20 人の個性があり、考え方も 20 通りあるわけでありまして。20 人の目でチェックをし、悪いものは正すように発言するのが、議員の役割であります。

ですから、市長の提案をすべてよしとして賛成するのであれば、議員など要らない、市長 1 人で済むことになるわけでありまして。

よく、市長と対立することが悪いかのように書かれたり、言われたりしておりますが、むしろ対立し緊張関係にあることが望ましいという、専門家も言っていることであります。

このことを踏まえて、今後の委員会、そして議会での発言については、慎重に発言をしていただくよう、ここに求めて、全体としてこの 46 号については反対といたします。

#### No.18 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤千鶴議員。

#### No.19 ○7番(近藤千鶴議員)

議案第 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、公明党市議団を代表して賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正案の中身については、副市長の公募に係る選考委員会の設置と生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ推進計画策定のための委員会の設置であります。

副市長の公募に係る選考委員会の設置についてですが、今までは副市長の選考は市長みずからが候補者を選考し、議会の同意を得て選任されておりましたが、今回の副市長の選考においては、新たに選考委員会を設置し、選考の過程を市民に公開しながら、各種団体の代表者や有識者で構成される選考委員会によって、選考していこうというものであります。

これは、私たち議会も目指しています開かれた議会、市民が行政へ積極的に参加をするものであり、行政の透明化につながるものであります。

市長 1 人で候補者を決めるのではなく、さまざまな視点、視野をお持ちの方々の意見を聞きながら候補者を決めていくことは、本市の今後の行政にとって、地域主権や住民参加の重要な一歩になります。

スポーツ推進計画策定委員会の設置について、スポーツ推進計画は現在、急速に進んでいる高齢化の中で、地域総合型のスポーツ活動を行い、お年寄りから若者、障がいを持った方なども、だれもが気軽に参加できる環境を整えようとするものであります。

また一方で、地域みんなでスポーツを通じてつながりを持つことも目的とされており、非常に重要であります。

このような目的で策定されるスポーツ推進計画を、行政だけで策定をするのではなく、市

民の参加を得て策定するための委員会であります。

さまざまな立場の方が委員会に参加することにより、すべての市民がスポーツに親しめる環境を、ぜひつくっていただきたいと考え、賛成いたします。

#### No.20 ○議長(安井 明議員)

続いて、早川直彦議員。

#### No.21 ○6番(早川直彦議員)

議案第46号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、市政改革の会を代表し賛成の立場で討論いたします。

副市長候補者選考委員につきましては、副市長を決めるという重要な責任を担っています。

1次選考では、書類審査と2,000字以内の小論文の審査、また、2次選考では集団討論や個人面接の審査に当たります。

透明性の確保と公平性を考慮して、市民の方4名に副市長候補者選考委員になっていただきます。

市民の皆さんが選考することによって、行政の感性にはない企業の目線や各種団体の方々の目線など、いろいろな角度から選考をすることが可能になります。

市民から選ばれた4人の選考委員の皆さんには、豊富な人生経験や知識を持って、多数の副市長候補から今一番豊明市にふさわしい副市長を選出していただきたいと思えます。

さて今回、副市長候補者選考委員に市民を加える目的は、2つあると私は理解しています。

市長の答弁でもありましたが、1つ目は新しい公共、市民参画の実現です。

これまでベールに包まれていた副市長の選任を、市民とともに行うことにより、行政への参加意識、関心が高まり、信頼も深まることでしょう。

2次選考では、公開面接も予定されており、複数の候補者が市民の前で選考されることは、実に画期的なことと評価します。

2つ目は、多面的視点による人選です。

行政の立場から、企業経営者の立場から、地域活動者の立場から、また見識者の立場から副市長を選ぶことで、公平性、透明性のみならず、さまざまな角度から人選された副市長ということになります。

総務委員会である議員が、選考委員の中に市長が入ると無言の圧力になり、市民選考委員さんが遠慮される、心理的圧迫になると発言されましたが、市長も市民選考委員さんと同じ点数配分で採点をし、高得点者から人選するので、客観性が担保されるとの説明が

ありました。

見識のある方々が、市長の存在により威圧感を受けるとは到底思えず、逆に、市長が市民選考委員の皆さんの影響を受けるのではないかと思うくらいです。

また、市長の任命権者としての権限は、選考委員会として絞り切った後の最終判断にのみ限定されるとのことでした。

市民にとって、市職員にとっても納得できる選任としたい、その努力がこうした形になったものとうかがえます。

また、スポーツ推進計画策定委員会については、これからの豊明市におけるトータルスポーツのあり方について十分検討していただき、子どもから年配の方まで、まさしく市民の皆さんが気軽にスポーツに取り組める環境を考えていただきたいと思います。

以上の理由から賛成と判断しました。

これで、市政改革の会を代表し賛成討論を終わります。

#### No.22 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤善人議員。

#### No.23 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 46 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今、市民が求めていることは、これまでの古い政治を一度変えよう、私たちの暮らしをしっかりと守る新しい政治に変えてほしい、その強い願いから石川市長が誕生しました。

今、私たちは激動の時代、その真ただ中におります。全国各地で政治を変えよう、社会をよくしよう、そんな大きな社会変革の波がわき起こっています。

大阪の橋下市政、名古屋の河村市政、そして豊明の石川市政、市民のまちづくりに対する期待は多様化し、従来の行政のやり方では十分な対応ができなくなったり、行政だけで実現することが難しい場面も見られるようになり、これまで以上に、市民と行政のパートナーシップを強めていくことが必要になっています。

今回の副市長選考委員への民間人登用、事業仕分けの市民判定人にしろ、市民の直接的な行政参加は、市民意思の十分な反映などの観点から、大きな役割を果たすとともに、市民意識を起点とした施策を実施することや、行政だけでは対応しきれないニーズに対応するためには不可欠と考えられます。

今後、ますますの市民自治のまちづくりを進めるためには、市民が主体的に加わり、意見を述べ、提案し、または行動することによって、事業が円滑に推進することや、行政施策の選択肢が増加すること、ひいては公共サービスの質が向上し、より暮らしやすい地域社会の形成につながると思います。

市長の右腕となる副市長の選考には、市長、職員、そして市民の代表である有識者で、

豊明市の副市長にふさわしい人物を選んでいただきたいと思います。

以上で私の賛成討論を終わります。

#### No.24 ○議長(安井 明議員)

続いて、伊藤 清議員。

#### No.25 ○17番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、議案第 46 号に対し、市政会を代表し賛成の立場で討論をいたします。

以下、委員会審議の過程で明らかになりましたさまざまな問題点を指摘しながら、討論をいたします。

まずもって、今回もまた提出議案の準備不足が露呈をいたしました。当然、決定しておくべき詳細な制度設計が全くなされておらず、委員会での質疑に対し「決まっていない」という答弁のオンパレードで、委員会が延会になるというぶざまなありさまでありました。

詳細設計がないまま、具体的な中身がないまま、議案として提出をし、議会に対し一体何を審議しろというのか、甚だ疑問でありますし、問題であります。

こうした異常な事態、現市長就任後、昨年の第2回定例会以降、毎回続いております。当局にあっては、いつまでこのようなことを続けるつもりなのか、憤りを覚えるものであります。

なぜ、このようなことが毎回毎回起こるのか。その原因は、議案として提出される前の当局の検討過程、検討体制にあると考えております。

市長が具体的な中身、アイデアを示さず、花火だけ打ち上げる。詳細は考えろ、後は考えろという姿勢にあると思います。

自身の考えが唯一絶対のものであるかのような振る舞いの一方で、その実、中身は何もないという現実、ここに大きな問題が発生しておるわけであります。

今後においては十二分に検討を重ね、他者の声に、また部下の声に耳を傾ける姿勢を強く求めるものであります。

また、委員7名の中に市長が入ることでもありますけれども、このことは委員会の公平性を大きく損なうものであると危惧いたしております。

地方自治法第 162 条では、副市長の選任について、その発案権は市長に専属するものと解されております。

つまり、7名の選考委員の中に市長が入れば、市長が唯一、法的な発案権を有し、他の6名の委員は発案権を有しないという、副市長の選任に関して保持する権利に重大な差異が生じるわけであります。

市長が市民参加、市民の声を聞くと言いますけれども、であるならば、わざわざ委員会

に入らずとも、書類選考で絞り込まれた候補者に対し、選考委員会で絞り込むのではなく、選考委員に候補者の評価をゆだね、その評価、市民の評価を参考に最終、自身の責任において選定すれば済むだけの話であります。

今後の選考委員会委員の選任に際し、十分に配慮することを強く求めるものであります。

さて、今回の条例改正案のもとにありますのは、部長2名を欠員にし、副市長を事務取り扱いとする、そして副市長が辞任する。それに伴い、公募という一連の騒動に起因をしております。

副市長公募については、マスコミでも大きく取り上げられ、相当の反響があることと思えます。

現段階でも多くの応募があることと推察をいたしますけれども、最終的にどれほどの応募があるのでしょうか。

先進他市では、1,000名を超えるような応募者があったというところもあるようでありますけれども、本市においても100名や200名ぐらいは当然あるとは思いますが、1,000名を超えるような数は見込めないと思っております。

なぜか、副市長の役割が明確でないからであります。

この4月の人事異動では、部長2名を独断で欠員にし、議会に対しても、緊急質問に対しても、明確に答えることなく、また、内部、幹部職員の問いかけに対しても、「やってみなければわからない」というあいまいな発言を繰り返しております。

副市長の辞任を受け、にわかに参事職を設け、部長を兼任させる。では今度、副市長が選任されたら、また4月の体制、すなわち参事を廃止し、副市長を事務取り扱いとするのでしょうか。

このような方向性が定まらない中、副市長の職務が定まらない中、どれだけの方が応募されるのでしょうか、疑問に感じざるを得ません。十分に検討いただき、この選考委員会に挑んでいただくことを要望しておきます。

最後に、委員会審査に挑む市長の姿勢について一言申し添えておきます。

今定例月議会、私の一般質問でも申し述べましたが、トップが感情をあらわにし反論する、公の議会、委員会でのそうした姿は、大変憂慮すべきものであります。

議会議員に対してのそうした態度から察するに、日常業務での職員に対する対応、態度、接し方、これは推して知るべしであります。ぜひ、一考をいただかなければなりません。

議案第46号の審議の過程で、さまざまな問題点が明らかになってまいりましたが、今後においては、こうした内在する問題点を十分に検討いただき、議案として委員会審査に耐え得るものを提示いただくことをお願いをしながら、私の賛成討論といたします。

続いて、近藤郁子議員。

#### No.27 ○3番(近藤郁子議員)

議案第 46 号について、清新会を代表して賛成の立場で討論いたします。

2つの改正がありますが、初めにスポーツ推進計画策定委員会委員の新設について。

この委員会の目的は、市民の生活の基本である心身の健康には不可欠であり、今年度中、時間をかけて委員会が持たれる予定ということですので、委員の皆様にはじっくり審議いただき、策定いただきますようお願いしたいと思います。

続いて、副市長候補者選考委員会委員の新設につきましては、副市長の公募という県内初の試みが、豊明市民の願うこれからの豊明市に反映されることを切に願って、賛成の討論とさせていただきます。

#### No.28 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 46 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.29 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 47 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 47 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.30 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 48 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.31 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。



続いて、議案第 49 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。  
議案第 49 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.32 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

#### No.33 ○19番(月岡修一議員)

それでは、議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算の総務費、秘書人事管理費の 11 万 6,000 円の執行には、反対の立場で討論を申し上げます。

私は現在においても、でき得る限り、石川市長を応援していきたいとの気持ちには、いささかも変化はありません。

しかし、今後も石川市長を支持していくためには、今般の議案第 50 号に対しては、毅然とした態度で臨まなければならないとの決意でいます。

幾ら市長を支持している立場を鮮明にしているかといって、石川市長の提案するすべての議案に対して、なりふり構わず賛成する考えはございません。

豊明市議会議員として、議案第 50 号に対して自分が納得できていない状態で賛成をした場合に、近い将来、議員として悔いが残るだろうと思っております。

したがって、今般は賛成の意思を示すわけにはまいりません。

くどいようですが、私の信念として、どれほど周りから批判を浴びようとも、納得がいかない議案に対して、めくら判を押しわけにはいかないということを、ご理解いただけたら幸いです。

私は1議員として、学歴もなければ、大した能力を持ち合わせてはませんが、それでも今般の議案に対して疑問を感じる点は幾つかあります。

その一部をご指摘させていただきながら、討論を進めさせていただきます。

昨日も総務委員会を傍聴させていただいて感じたことは、小論文の点数が上位の人を 10 人ぐらい選んで、次の段階に進んでいくことを説明されました。

恐らく、市長を始め優秀な委員の方々が点数をつけてくれるので、その選考方法には絶対の自信をお持ちだと感じました。

しかし、昨今の高学歴社会の中で、厳しい入社試験に勝ち残るためには、優秀な大学を卒業しただけでは就職が難しく、企業や行政がどんな人材を求めているのか、専門的な

勉強をしている人が多いことは、承知をいたしております。

特に、行政職の募集に対しては、選考委員の人たちが感動するような論文を提出することに、何のためらいも不安を感じていない人々がたくさん存在することを、まずもって申し上げておきます。

恐らく、豊明市の副市長の公募に対しても、相当のレベルの高い小論文が寄せられて、点数のつけ方に迷いが生じる可能性が大であるような気がいたしております。

すなわち、この小論文の内容だけに意識をとられることに、非常に大きな落とし穴が存在していることを、ご忠告申し上げます。

世の中は多士済々であります。小論文が得意でなく、上位に入れなかった人の中にも、もしかすると、隠れた才能や人間的な魅力が潜んでいる可能性を持った人材が、いるかもしれません。

その能力を、小論文の内容から果たして十分に酌み取ることができるのでしょうか。選考委員に選ばれた優秀な人たちにとっても、この部分に相当のプレッシャーがのしかかるのではないのでしょうか。

上位の点数を取れなかった応募者は、その時点で既に行動力に劣り、政策立案に劣り、人事を掌握することに劣り、職員から信頼を受けるような人材は皆無であると断言できるのでしょうか。

石川市長は、副市長という立場は、市長の考えを十分に理解し、政策的な部分で共通の認識を示して行動してくれそうな人に、的を絞っておみえのようですが、委員会における市長の答弁を少し角度を変えて考えてみたときに、単に自分の考えに対する絶対的なイエスマンを求めているようにも感じられます。

仮に今回の公募で、どれほど優秀な人を確保できたとしても、豊明市行政を全く知らない人が選ばれた場合、単に財政上だけの判断で、石川市長の政策を推進できるとお考えですか。

豊明市の歴史的な背景や、石川市長の人間性と能力、昨年からの議会との生々しく厳しいやりとりの内容について把握することや、さらには、行政のトップとして職員をまとめる手腕、市民からの陳情に対する判断等々、その責務は甚だ大きく、簡単に仕事をこなされるとは考えておりません。

それ以外にも、市長の職務代理者として、市内外のさまざまな会議や会合への出席や、葬儀への代理出席、おまつり等への出席等々、市長の判断次第では、途方もない多忙な立場に立たされてしまうおそれがあります。果たして、そのことを理解した上で公募に応じてくれる人はいるのでしょうか。

つまり、どれほど小論文で高得点を獲得し、集団討論で魅力ある発言を繰り返して、優秀な人材として選考されたとしても、過去の豊明市の副市長のような即戦力というわけにはいかないと危惧をいたしております。

しかし、石川市長も、一部の職員も、公募制度が確立したことに酔いしれているのか、そ

のような問題点も潜んでいることには一言も言及せず、それどころか、総務委員会における委員の厳しい質問に対して、かなり高飛車な答弁をされていましたが、そのような市長の態度であるからこそ、私は本気で市長の感性を心配をいたしております。

すべての委員会は議論を尽くす場所です。各委員は納得するまで質疑を重ねる立場にあります。市長はかねてから、委員会における議論の時間が少ないとおっしゃっていたじゃないですか。

執拗な質問とわかっているにもかかわらず、懇切丁寧に答弁を重ねるのが市長の立場であり、役割であります。それができていない市長は、もう既に基本的な部分で、市長の意識が市民からかい離しているような気がいたしました。

総務委員会で何度も指摘がありましたが、市長が7人の委員の中に参画することが、選考に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと指摘に対しても、真摯に受けとめていかなければならないゆゆしき問題なのに、逆ギレするがごとくに反論する姿は、聞いていてとても不愉快に映りました。

これ以上、問題点については触れませんが、今般の全国に向けての副市長の公募は、ある意味では新聞の記事になり、豊明市の開かれた行政の姿勢を全国に紹介することにつながるかもしれませんが、たった1人の選考のために、100人以上の応募があるとの認識を示されましたが、選ばれなかった多くの応募者に対しては、心から感謝の意を示すとともに、真摯な対応をしていただきたいとお願いを申し上げます。

そして、石川市長の意思で最終選考された副市長が、石川市長の理論と性格についていけずに、任期途中で辞職をするような事態に陥らないように、市長はもっともつと懐を深くして、心の高ぶりを沈め議会対策に臨み、行政運営に当たる必要があるのではないかと強く感じました。

新しい副市長が、実は市長と議会の間には、こんなに深い溝があることを知ったら、よほどのつわものか、行政経験者でなければ、精神的に大きな負担を感じてしまうのではないかと、さまざまな角度から危惧をしているのは、果たして私だけでしょうか。

近い将来に、今般の公募に関して何らかの問題が発生したときに、副市長の選考人として選考にかかわった4人の市民からの代表者が、その責務を問われることにならないようにするためには、今般の予算執行は見送り、無償ボランティアとして参画をしていただき、責任の所在を明確にした上で、その能力を十分に発揮していただくことに変更されたほうが、賢明であろうと考えております。

石川市長が、今後の行政運営において大勢の知識人から謙虚に意見を賜り、市職員からの信頼を回復して、市民のための本当の政治家になっていただきたく、高いところからお願いを申し上げまして、議案第50号 平成24年度豊明市一般会計補正予算、総務費、秘書人事管理費の執行には、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

No.34 ○議長(安井 明議員)

続いて、一色美智子議員。

No.35 ○8番(一色美智子議員)

議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、県の緊急雇用創出事業費補助金に係るもの、同じく県の委託金によるもの、さらに市独自のものの3つの要素から成り立っております。

まず、秘書人事管理費 11 万 6,000 円の増加については、副市長を選考するための委員会の報酬を定めるものであり、市民参加を高める目的での設置であります。

当局におかれては、2日間にわたる総務委員会の審査内容を最大限考慮されるよう、強く要望をいたします。

次に、地域農政推進対策事業 242 万 8,000 円の増加について、これは全額、県の緊急雇用創出事業で賄われるものであります。

農政区分の基礎情報図を作成することによって、農地転用の事務をスムーズにするというものであります。

事務の合理化は、どこの事務所でも必要とされており、申請者の窓口における時間的短縮ができることとなります。

続いて、教育費のうち理科支援員等配置事業委託料 53 万円と、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業委託料8万 5,000 円、人権教育研究委託校委託料6万円は、いずれも県からの委託事業として実施するものであり、子どもたちの学習支援や人間としての成長に必要であり、欠かせないものであります。

次に、出土品遺物の洗浄・整理事業委託料 99 万 7,000 円は、県の緊急雇用創出事業により行うものであります。

重要な埋蔵文化財を整理、保存をするため必要な処置を行うものであります。このような出土遺物を後世に残していくことは、歴史ある本市にとっての役目であるとも考えられます。

保健体育総務費の中のスポーツ推進計画策定委員の報酬 25 万円及び通信運搬費 17 万 1,000 円、並びにスポーツ推進計画策定業務委託料 568 万 9,000 円は、地域総合型のスポーツ活動を目指し、さまざまな市民がスポーツを通じて交流をし、健康で生き生きとした地域社会をつくろうというものであります。

同じく学校スポーツ開放施設工事費 357 万円は、豊明小学校の防球ネットのかさ上げということであり、学校施設開放中の付近の住民の安全や交通安全には欠かせない施設の強化であります。

今回の補正予算については、本市にとってどれも必要な補正でありますので、賛成いたします。

以上、討論を終わります。

**No.36 ○議長(安井 明議員)**

続いて、早川直彦議員。

**No.37 ○6番(早川直彦議員)**

議案第 50 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について、市政改革の会を代表し賛成の立場で討論いたします。

今回、一番議論をした副市長公募の部分について討論をいたします。

副市長候補者選考委員会委員報酬は、11 万 6,000 円が計上されています。その内訳は、1日 7,200 円の報酬で4日間、4人分の報酬です。

もし、市民4人の副市長候補者選考委員を認めなければ、副市長の選考をすべて職員が行うこととなります。選考には当然、幹部職員が当たるわけですので、コスト高になることは間違いありません。

市民選考委員の皆さんにご協力いただくことによって、職員の人件費を押さえる効果があるとも言えるでしょう。

また、市内には約 2,400 の事業所があり、さらには、地元団体や地域活動をされている方々も多数おられます。そうした方々の豊富な経験や知識を、副市長選考に生かしていただける機会となることでしょう。大変お忙しい中、貴重な時間を安価で提供していただけることに、申しわけない気持ちです。

また、多くの副市長の応募がなければ、よりよい選考はできません。愛知県初の公募制を実施するに当たり、6月 13 日に掲載された新聞記事、市のホームページだけで満足することはなく、まだ募集締め切りの7月 13 日までに日にちがありますので、さらに副市長公募実施のアピールに力を入れていただきたいと要望し、賛成討論とします。

以上で終わります。

**No.38 ○議長(安井 明議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 50 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.39 ○議長(安井 明議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 50 号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 51 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

す。

議案第 51 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.40 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で今6月定例月議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明6月 29 日から8月 28 日までの 61 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.41 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月 29 日から8月 28 日までの 61 日間を休会とすることに決しました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長

#### No.42 ○市長(石川英明君)

平成 24 年6月定例月議会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本定例月議会には、平成 24 年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算を始め、全議案について慎重審議をいただきました。その結果、提案をさせていただいたすべての案件につきまして、可決・承認を賜ることができ、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例月議会から議会基本条例に基づき、一般質問に一問一答方式が取り入れられ、今までとは一味違い、議論に深みが出たのではないのでしょうか。

総括的な質問に対するやりとりであった従前に比べ、1つの課題を掘り下げることにより、議員の政策や考え方も行政側に伝わりやすく、また、行政側の答えや考え方もわかりやすくなったのではないかと思います。

また、今回の一般質問中に、グラフを用いて質問されたことは、我々だけではなく、傍聴者の方にもわかりやすい手法ではなかったでしょうか。

こうしたことを重ねながら、本市における議会での議論がより建設的で活発になり、最高決議機関としての権威がさらに向上することを願っております。

また、行政側である我々もわかりやすい行政を目指し、全力で取り組んでまいりたいと思います。

さて、今議会での議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。それらの事項につきましては、社会環境の変化とニーズを適切に把握し、財政状況も考慮の上で可能な限り、実現に努めてまいり所存でございます。

最後になりますけど、これから梅雨が本格化する気配であります。雨量が増すことにより、河川の増水やはんらんが予想されます。なお一層、防災対策を見直し、万全を期していきたいと考えております。

議員各位におかれましては、体調に留意をされ、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### No.43 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

次回は、8月29日午前10時より9月定例会議会を開きます。

なお、散会に当たりまして一言申し上げます。

今定例会議会におきましては、通告以外の発言や不規則発言が見られましたので、今後においては十分にご注意を願います。

さらに、議長においても、今後とも議事進行には十分配慮する所存でありますので、議員の皆さんにおかれましても、格段のご協力をお願いいたします。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時13分散会

